

財 務 省 告 示

財務省告示第七百十一号

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）第三十六条第十一項の規定に基づき、同施行規則別表第一及び第二に掲げる文言に代える文言及びその表示方法について次のように定める。

平成十五年十二月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

- 1 たばこ事業法施行規則（以下、「規則」という。）第三十六条第十一項の規定に基づき財務大臣が定める文言は、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる別表の区分ごとに、同表の下欄に掲げる文言とする。

葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこ（それぞれたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十八条に規定する製造たばこ代用品（以下、「製造たばこ代用品」という。）を除く。）	別表第一	「喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性や肺気腫を悪化させる危険性を高めます。 （詳細については、厚生労働省のホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html">www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html</a> をご参照ください。）」
	別表第二	「妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。」
		「人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。」
かみたばこ	別表第一	「かみたばこの使用は、あなたにとって口腔がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性を高めます。」
	別表第二	「未成年者の使用は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して使用してはいけません。」
		「妊娠中のたばこの使用は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。」
		「人により程度は異なりますが、ニコチンによりたばこの使用への依存が生じます。」

かぎたばこ	別表第一	「かぎたばこの使用は、あなたにとって口腔がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性を高めます。」
	別表第二	「未成年者の使用は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して使用してはいけません。」
		「妊娠中のたばこの使用は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。」
		「人により程度は異なりますが、ニコチンによりたばこの使用への依存が生じます。」
製造たばこ代用品	別表第一	「たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。」
	別表第二	「未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。」

- 2 葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこ（それぞれ製造たばこ代用品を除く。）について前項の規定を適用する場合には、規則第三十六条第三項の規定中、「それぞれ一以上」とあるのは「一以上」と、同条第八項の規定中、「別表第一に掲げる文言のうち二以上又は別表第二に掲げる文言のうち二以上」とあるのは「二以上の文言」と読み替えるものとする。
- 3 かみたばこ及びかぎたばこについて第一項の規定を適用する場合には、規則第三十六条第三項の規定中、「別表第一及び別表第二に掲げる文言のそれぞれ一以上」とあるのは「別表第一に掲げる文言及び別表第二に掲げる文言（別表第二に掲げる文言についてはその一以上）」と読み替え、同条第八項の規定中、「別表第一に掲げる文言のうち二以上又は」を削る。
- 4 製造たばこ代用品について第一項の規定を適用する場合には、規則第三十六条第三項の規定中、「のそれぞれ一以上」を削り、同条第八項の規定は適用しないものとする。